

愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」着ぐるみ貸出要領

1. 趣旨

愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとします。

2. 使用手続き

(1) 貸出対象者（以下「使用者」という。）

愛西市内に活動の本拠を置き、その主たる構成員が市内に在住、在勤又は在学の各種団体、市民グループなどのほか、観光協会会長が適当と認めた者とします。

(2) 貸出条件

ア 法令及び公序良俗に反しないこと。

イ 営利目的のみの活動に使用しないこと。

ウ 政治、思想、宗教等の活動に使用しないこと。

エ 個人、団体のマスコットとして使用しないこと。

オ 愛西市及び「あいさいさん」のイメージを損なうような使用をしないこと。

カ 貸出承認を受けた者以外は使用しないこと。

(3) 着ぐるみに入る者の制限

ア 中学生以上とします。（18歳未満の場合は、必ず保護者又は責任者の同意を得てください。）

イ 身長165cmから175cm程度までの人とします。

(4) 使用料

使用料は、無料とします。

(5) 貸出期間

貸出期間は、引渡しから返却までを含め原則1週間以内とします。

(6) 申請方法

愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」着ぐるみ貸出申請書に必要事項を記載し、愛西市観光協会へ提出してください。

（提出方法 持参、郵送）

3. その他

(1) 審査・承認

観光協会は、提出された申請内容を審査し、愛西市マスコットキャラクター「あいさいさん」着ぐるみ貸出承認書（以下「承認書」という。）により通知をするものとします。

(2) 承認の取消し

観光協会は、承認書をすでに交付した場合でもやむを得ない事情があると認めた場合は、貸出承認を取り消すことができるものとします。

4. 留意事項

(1) 着ぐるみの搬送は、使用者が行うものとします。

- (2) 着ぐるみの使用に際しては、周囲の安全に十分配慮し、必ず補助者を1人以上付けてください。
- (3) 着ぐるみ内は、高温になるため健康管理等充分注意をしてください。
- (4) 着ぐるみは、大切に扱ってください。特に、火気・水気には近づけないようにしてください。
(雨天時等の屋外使用は認めません。)
- (5) 着ぐるみを汚損又は破損した場合は、使用者で修理・修復をお願いします。修理・修復が困難な場合には、使用者に実費弁償していただく場合があります。
- (6) 着ぐるみの改造等は認めません。
- (7) 着ぐるみの使用によって発生した事故等について、愛西市及び愛西市観光協会は一切その責任を負いません。必ず使用者の責任において適切な対応をしてください。
- (8) 着ぐるみの貸出期間が重複する場合には、希望に沿えない場合があります。
- (9) 虚偽の申請により着ぐるみを使用した場合又は上記留意事項に反する場合は、貸出承認を取り消すことがあります。
- (10) 返却する際には、汚れ等を落とし、陰干しで乾燥させてから返却してください。